

令和6年度
S D G s 活用経営推進事業補助金
募集要項

申請期限：令和6年5月31日（金）

令和6年4月



1 事業内容・目的

国連の提唱するSDGs(持続可能な開発目標)が掲げる17の目標達成に資する新製品・新技術開発に取り組み、持続的な事業活動の実現を目指す区内中小企業を支援することにより、区内産業の振興を図ることを目的とするものです。

2 補助対象者

次の全ての要件に該当する場合が対象です。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で区内に本社を有するもの又は複数の事業者によって構成され、会則等を備えて自主的な団体活動を行う団体で、区内に本社を有する者が構成員の3分の2以上を占めるもの

申告の完了した直近の事業年度分の法人住民税又は前年度分の個人住民税を滞納していない者

大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業を営む者をいう。)が経営に実質的に参画しない事業者

荒川区暴力団排除条例(平成24年荒川区条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団関係者がその経営に関与しない事業者

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営む者でない者

3 補助対象事業

ビジネス的手法を以って社会的課題の解決を図ることを目的とする新製品・新技術の開発に取り組むことを補助対象とするものです。

『新製品・新技術』とは、次のような特徴があるものを指します。

- ・新規性： 従来の製品・技術にない新しい要素や発想による先進性がある。
- ・優秀性： 従来の製品・技術と比較して著しく優れている。
- ・市場性： 販売が見込まれ、市場での競争性がある。
- ・実現性： 経営状況や社内体制、資金計画が適正である。

4 補助対象期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日(単年度ごとの申請が必要)

対象期間内での開発の着手・完了及び対象期間内に経費の支払いを行うことが原則です。

5 補助金額

- ・上限額：250万円(開発が2か年度にわたる場合でも、両年度分の補助金の合計額は250万円)
- ・補助率：3分の2

不正な手段での補助金受領、計画目的以外への流用等の場合は、既に交付を受けた補助金全額を返還していただきます。

6 補助対象経費

SDGsの目標達成に資する新製品・新技術の開発に必要な経費で、試作品等の製作に要する費用です。

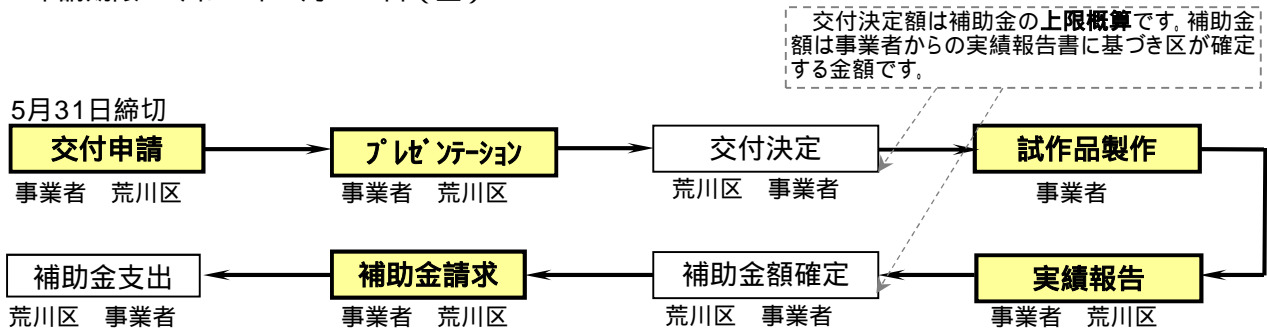
- (1)材料購入費 (2)工具等購入費・賃借料 (3)外注加工費 (4)調査・検査委託料 (5)技術指導料
(6)開発会議費 (7)大型機械装置の賃借料 (8)マーケティング調査費 (9)その他

既に販売されている製品の制作費、振込手数料等の間接経費、人件費、大型機械装置の購入など設備投資に関連があると思われる経費等は対象になりません。また、寄付金等税控除の対象になるものは、対象経費になりませんので、ご注意ください。

国・東京都等から新製品・新技術開発関連の補助金を受けている場合は、当該補助金額を差し引いた後の金額を対象経費とします。

7 申請等の流れ

申請期限：令和6年5月31日（金）



(1) 交付決定方法

プレゼンテーション（面接審査）により、補助金の交付対象者（補助事業者）を決定します。

審査会では、製品等そのものの新規性等（新規性や実現性等については、技術的見地から公設試験機関の意見を求めます）だけでなく、申請事業とSDGsの関連性やその理由に加え、「SDGs」を販路開拓や販売促進等マーケティング活動にどのように有効活用するのか、併せて、従業員等に対する啓発方法等に関して、伺います。

指定の日時（令和6年6月下旬を予定）に審査会場（荒川区役所内）にお越しいただきますので、日程調整等に関し、ご協力をお願いいたします。具体的な日時については、別途お知らせいたします。

ご提出をいただいた申請書類の内容について、審査員と質疑応答を行っていただきますので、事業計画等を説明できる方（申請者）がお越しくください。

審査会へお越しただけない場合は不採択となりますので、あらかじめご了承ください。

交付決定通知に記載の交付決定額は予定額です。

審査の途中経過及び結果に関するお問合せには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

【申請時に必要な書類】

補助金交付申請書（別記第1号様式）

申請企業等概要（様式第1）

開発内容の概要（様式第2）

開発内容の特徴（様式第3）

SDGsに関する取組概要（様式第4）

新製品・新技術開発収支予算書（様式第5）

開発・売上予測等計画書（様式第6）

開発内容に係る図面、特許、マーケティング調査計画書等

申告の完了した直近の事業年度分法人住民税又は前年度分個人住民税の納税が確認できるもの（領収書、納税証明書等）

団体構成企業の費用負担割合（様式第7） 団体申請のみ

団体の構成を確認できるもの（団体会則及び会員名簿等） 団体申請のみ

(2) 実績報告

試作品の完成次第、速やかに提出してください。

なお、開発計画が2か年度にわたる場合でも、今年度の申請に基づき、令和7年3月末までに一度、実績報告書を提出してください。その上で、令和7年4月に再度申請書を提出してください。

【実績報告時に必要な書類】

補助金実績報告書（別記第8号様式）

開発内容の実績説明（様式第8）

新製品・新技術開発収支決算書（様式第9）

団体構成企業の費用負担割合（様式第10） 団体申請のみ

補助金請求書（別記第10号様式）

上記の書類は、補助金の交付決定後にお送りします。

購入・賃借した物品を請求書・領収書等により確認させていただきますので、紛失等に十分注意してください。

補助金に係る経費は、普段使用している会計帳簿とは別の帳簿により管理してください。

8 その他

- (1) 申請等に使用する代表者印（法人の場合は法人代表印、個人事業主の場合は実印。認印や社判は不可）は統一してください。
- (2) 申請時点で既に開発が完了している場合は、本補助金の交付対象になりません。
- (3) 開発期間・経費等に大幅な変更（開発経費に20%以上の変更がある場合等）が生じる場合や開発を中止する場合は、必ず区へ連絡してください。
- (4) 書類作成などで不明な点がある場合、区担当へお問い合わせください。

参考情報

独立行政法人中小企業基盤整備機構が発行する「中小企業のためのSDGs活用ガイドブック」には、中小企業がSDGsに取り組むメリットや実際にSDGs経営に取り組み、成果を上げている中小企業の実例が多く掲載されています。今後の貴社のSDGs活用経営に有用なガイドブックです。是非ご活用ください！

中小企業のためのSDGs活用ガイドブック(令和3年12月発行)

(URL) https://www.smrj.go.jp/org/policy/sdgs/fbrion0000002t1z-att/sdgs_guide_all_20220120_1.pdf

荒川区と中小企業基盤整備機構関東本部は、中小企業支援のための包括的業務連携協定を平成17年6月に締結し、区内事業者の経営基盤強化、販路開拓、人材育成等に協働して取り組んでいます。

〔担当・お問い合わせ先〕

荒川区産業経済部経営支援課経営支援係

〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 本庁舎6階

TEL: 03-3802-3111(内線459) FAX: 03-3803-2333